厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 17 日
厚生労働省
年金局事業管理課

厚生労働大臣が定める現物給与の価額の一部を改正する件案について、令和８年１月 21 日（水）から同年２月 19 日（木）まで御意見を募集したところ、５件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の概要	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「現在の状況に則して」というのは、つまり物価高の事を言っているのだと思うが、現物支給算定額を上げるという事は、実質的な賃下げではないか。 円安・庶民増税・物価高で住み込み従業員も苦しんでいる時に、その手取りを減らす様な政策、断固 反対である。 支給住宅の面積計算も、「住居面積」から「総面積」への変更とある。 これでは、生活に全く関係ない作業場・物置き場などが含まれ、住宅提供額が跳ね上がってしまう。 従業員への手取り給与が ほとんど無くなってしまうではないか。	社会保険料は報酬の額に応じて決定されるところ、報酬が通貨以外のものによって支払われる場合（現物給与）には、一定の基準によって換価する必要があり、厚生年金保険料については、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条において、「報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める」と規定されています。 住宅を現物給与として支給する場合は、その価額については、物価変動による影響を考慮する必要があるため、

	元の通り 住居面積での計算に戻すべきだ。 高市政権は解散を決めておいて、この様な無責任な法改定を量産しているようだが、全く周りが止めるべきではないのか。	総務省統計局において５年に１度実施されている「住宅・土地統計調査」の結果を活用して定めています。 また、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の算出方法の見直しについては、不動産の登記や契約書上において総面積で表記されることが一般的であることをふまえた事務の簡素化を目的としており、告示改正前と告示改正後で都道府県ごとの現物給与の平均価額に基本的に大きな差が生じるものではありません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。
２	１人１日当たりの朝食のみの額は、全国で 210 円に統一してほしい。 また、なぜ沖縄県は全国で一番高額なのか。	社会保険料は報酬の額に応じて決定されるところ、報酬が通貨以外のものによって支払われる場合（現物給与）には、一定の基準によって換価する必要があり、厚生年金保険料については、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 25 条において、「報酬又は賞与の全部又は一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によつて、厚生労働大臣が定める」と規定されています。 食事を現物給与として支給する場合の価額は、地域による物価の差を考慮するため、総務省統計局において毎年実施されている「家計調査」及び「小売物価統計調査」の結果に基づき算出して定めることとしています。
３	住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価額の算定対象を総面積によるものとのことですが，総面積に含むもの含まないものについて基準を設けていただきたいです。(固定資	住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額は、総務省統計局において５年に１度実施されている「住宅・土地統計調査」の結果に基づき算出して定めることとして

	産税の算定に使用する延べ床面積と同一という認識でよいのか等）	おり、「総面積」とは、同調査における「住宅の延べ面積」と同様に、人が居住する住宅における、各住宅の床面積の合計としております。この延べ面積には、居住室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、階段、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使用している部分の面積も含めております。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めておりません。 アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使用している廊下、階段などの共用部分の面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積としております。
４	毎回金額が変わるたびにシステムに手打ちしないといけないので、csv や JSON での展開をお願いいたします。	頂きましたご意見につきましては、今後の周知方法の参考とさせていただきます。
５	「事務の簡素化及び効率化のため、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与価格については、居住室面積ではなく総面積を算定対象とし、畳数ではなく平米数により面積あたりの単価を定めることとする」とあるが、現行の居住面積から総面積への置き換えにあたり、その数値的な根拠を示していただきたい。 価額に変更があるため単純に比較できないが、仮に価額が同じだとすると総面積に占める居住面積の割合は 77%程	住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額は、総務省統計局において５年に１度実施されている「住宅・土地統計調査」の結果により算出して定めています。具体的には、「住宅の延べ面積」を「総面積」として定めています。 なお、住宅で支払われる報酬等に係る現物給与の価額の算出方法の見直しについては、不動産の登記や契約書上において総面積で表記されることが一般的である

	度と想定されるが、当社が全社宅の居住面積を調査したところ平均で 56%であった。また、面積が小さい住宅ほど専有面積の割合も低下することを考えると、専有面積の割合をもっと小さく見積もるか、面積に応じた単価設定も必要ではないか。社会保険料の負担増にも直結するため熟慮をお願いしたい。	ことをふまえた事務の簡素化を目的としており、告示改正前と告示改正後で都道府県ごとの現物給与の平均価額に基本的に大きな差が生じるものではありません。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。